

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年7月20日
【会社名】	日本駐車場開発株式会社
【英訳名】	NIPPON PARKING DEVELOPMENT Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 巽 一久
【本店の所在の場所】	大阪市北区小松原町2番4号 大阪富国生命ビル
【電話番号】	06 - 6360 - 2353
【事務連絡者氏名】	経営企画室マネージャー 種野 紘平
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング
【電話番号】	03 - 3218 - 1904
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 小野 大三郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 384,000,000円

(注) 1. 本募集は、平成27年10月29日開催の当社第24期定時株主総会の決議及び平成28年7月9日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額はストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとします。また、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成28年7月11日提出の有価証券届出書提出時の見込額であります。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

日本駐車場開発株式会社 東京支社
(東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
新丸の内ビルディング)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年7月11日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項につき、平成28年7月15日に臨時報告書を近畿財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期（自平成26年8月1日 至平成27年7月31日） 平成27年10月30日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期第1四半期（自平成27年8月1日 至平成27年10月31日） 平成27年12月11日近畿財務局長に提出

事業年度 第25期第2四半期（自平成27年11月1日 至平成28年1月31日） 平成28年3月11日近畿財務局長に提出

事業年度 第25期第3四半期（自平成28年2月1日 至平成28年4月30日） 平成28年6月10日近畿財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成28年7月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月5日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成28年7月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月9日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成28年7月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月24日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成28年7月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月6日に近畿財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期（自平成26年8月1日 至平成27年7月31日） 平成27年10月30日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期第1四半期（自平成27年8月1日 至平成27年10月31日） 平成27年12月11日近畿財務局長に提出

事業年度 第25期第2四半期（自平成27年11月1日 至平成28年1月31日） 平成28年3月11日近畿財務局長に提出

事業年度 第25期第3四半期（自平成28年2月1日 至平成28年4月30日） 平成28年6月10日近畿財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成28年7月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月5日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成28年7月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月9日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成28年7月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月24日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成28年7月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月6日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年7月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月15日に近畿財務局長に提出